

## 教員養成課程の上に置く大学院博士課程

一学校教育学部の博士課程の構想をめぐって

大谷学校教育学部 藤井敏彦

将来構想検討委員会答申をめぐって

中村 稔さん（文部省） 本多昇輔さん、鶴林資吉  
田代生也（前教育大臣） 佐野義典（元文部省）

広島大学では、紛争後、「全学部に大学院博士課程（後期）を置く」という基本方針の下に研究体制の整備・充実がはかられてきたが、学校教育学部だけは、そのらち外に置かれたといってよい。飯島学長時代であったと思うが、大学当局が文部省と取り交わした覚書（いらないメモ）でも、「但し、東雲分校は除く」という形で、全学博士課程構想から除外されたのである。

もっとも、大学改革運動の発展の中で東雲分校は、1978年に学校教育学部として教育学部から学内分離・独立し、1980年には、大学院学校教育研究科（修士課程、学校教育専攻など10専攻、院生定員60名）が6専攻でスタートするなど、部局にとっては大きな飛躍期を迎えた。

ところで、この度、学校教育学部では、諸般の事情で遅れていた大学院生活科学教育専攻の設置が決まり、1991年度から大学院の全専攻が揃うことになった。これで、学校教育学部の次の課題である博士課程（後期）の構想と実現に学部をあげて取り組むことが可能になった。

さて、わが国では、今日に至るまでどの教員養成系大学・学部の上にも大学院博士課程は置かれていかない。それには、いくつかの理由が挙げられる。

まず、政府文部省の大学行政＝文教政策がある。全国の教育系大学・学部を研究中心の大学・学部と教員養成中心の大学・学部の2系列に分け、帝大や文理科大学などの旧制大学・学部には研究的機能を、旧師範学校の系列の大学・学部には教員養成の機能を振り分け、研究系には博士課程を置いたのに対し、

教員養成系は修士課程どまりにしてきたということである。

もちろん、「教員養成は大学で行う」とした戦後教員養成の原則により、すべての教員養成が高等教育レベルに引き上げられ、次いで、条件を充足した教員養成系大学・学部から順次、修士課程が設置されてきていることは、日本の教員養成の歴史からみて、一応の評価はできる。しかし、教育の研究と教員の養成とを制度的に2元化している点に問題がある。

さらにこの2元化思考の根底に、初代文相森有礼以来の「学問と教育は別」というものの見方が強く流れている点を見落としてはなるまい。すなわち、学問は、少数のエリート層に任せ、そこでは一定の学問研究の自由が許されるが、教育の場、とりわけ義務教育学校の教師は、国家の定めた教育方針に従い、国定教科書の教育内容を忠実に国民に教え込めばよい、という強固な思考パターンに貫かれていた（いる）ことである。しかも、この考え方の根底には「研究は教育より上等」という強い格差意識が伴っていた。このような中で、養成系では、コンプレックスを持つつも、作られた聖職意識で自己粉飾する傾向があったことは否定できないだろう。このような価値観がいかに根強かったかは、広大改革の中での、各学部間や、旧教育系3部局間のきしみとあつれきを思い起こすだけで、自明であろう。

私も、大学紛争時代から全学や部局の改革委員会に幾度か参加させていただいたが、改革の理想の裏側にある各部局や教室の深い「怨念」を肌で感じることがしばしばであっ

た。大学は「理性の府」であるだけでなく、「怨念の府」でもあることを強く実感した。しかし、この激しい怨念こそが広大の改革運動を生み、支え、継続させて各部局の今日をもたらしたのである。新キャンパスへの統合移転はもとより、総合科学部の創設や学校教育学部の学内独立など、程度の差はある、この怨念の産物であると言ってよい。

しかし、文教政策に現れた以上のような思考は大学の教官や学生の側にもなかったとはいえない。博士課程志向は、しばしば教官の研究至上主義と結びつき、学生、特に学部生の教育軽視の傾向と重なる場合がまれではなかった。「ミニ・ユニバーシティ」とも呼ばれる学校教育学部のように、一部局の中に人文・社会・自然・教育など、広範な領域にわたる研究領域を有する学部では、部局の中にさまざまな学問観や教員養成観が混在する。教員養成における教科専門と教職専門との関係、新しく発展しつつある教科教育学の位置づけなどをめぐって、統一的見解が確立しているわけでもない。しかしながら、特に小・中学校の教員養成の上に置く大学院博士課程はいかに組織されるべきか、いかなるカリキュラムを編成すべきかについて、いまや学部としての基本的合意が求められている。

また、広島大学のように一つの大学の中に教育系の2学部が共存するのは、日本の国立大学史上初めてのことであり、しかも教育学部は、教育学・心理学・教科教育学・幼児学の諸学科に博士課程を持つのに対して、学校教育学部にはやっと修士課程が整ったばかりである。

この同一大学内における2つの教育系学部の存在ということは、当然、各々の大学院の独自性が問われることを意味する。近い将来、両者が教育についての研究と教授において、相互協力・相互補完を必要とするることはもちろんある。その際、歴史と伝統を持つ教育学部の大学院から、学校教育学部の大学院への協力的援助が当然求められるが、他方、学校教育学部からの援助も可能である。例えば、

教科教育学の分野でいえば、美術科や技術科のように学校教育研究科にのみ開かれている分野もあれば、障害児教育のように学校教育学部に母体を持つ分野もある。これらには、それぞれ歴史的伝統があるので、その歴史を生かした博士課程を構想すればよい。両学部が同じ分野を持たなくてもよい。いずれにしても、両学部の博士課程は、協力関係に置かれなければならない。同時にまた、広範囲な専門分野を持つ学校教育学部の研究科は、キャンパスを同じくする他の諸学部との研究上・教育上の多面的な交流も期待される。

学校教育学部では、以前からドクター構想専門委員会が設置され、1988年3月には「広島大学学校教育研究科博士課程の構想(案)」が出されている。また、若手教授や助教授を中心とする自主的な博士課程構想検討会なども持たれているようであるが、それらについては別の機会に提言していただきにして、ここでは、義務教育学校教員養成課程の上に置かれるべき博士課程の実現に当たっての問題点を挙げておくことにしたい。

第1点は、既に述べた研究と養成とを2分化する文部行政の側の固定した大学院政策の転換が必要であるということである。社会の急激な変化・発展にともなう教育の高度化・複雑化は、教員養成のあり方にも大きな転換を迫っている。教育の科学的・専門的研究と教授を通して、教育の研究と実践とをより強く結びつける教育実践の研究に裏打ちされた新しいタイプの博士課程を教員養成課程の上に創造するという新思考を文部当局に強く要望したい。

第2に、博士課程の設置形態の問題がある。単独学部の上に置く「煙突型」、複数学部にまたがる「ブリッジ型」、他大学や外国の大学と共同で行う「連合型」などがあるが、学校教育学部の場合、煙突型を中核にして部分的に他の2つの型を併存させるのがよいであろう。最近の文部省の方針では、ブリッジ型や連合型が薦められ、煙突型は現実的でないとの考え方であるが、全学部に博士課程

を置く広大の教員養成学部の上には、煙突型を先導的試行の第1号とするぐらいの積極性を持ってほしいものだ。

第3点は、研究対象の子どもの発達段階の問題である。学校教育学部の大学院の場合、それは、小学校・中学校の児童・生徒に收められるべきものである。また、そのこととの関係において、一方では幼小の関連を、他方では中高の関連も研究対象となる。そして、教科専門・教科教育専門・教育科学専門の各々の専門が小・中学校段階の児童・生徒を中心的対象として、それぞれ固有の視点から研究するアプローチが望まれる。例えば、教育史の研究に例をとると、義務教育の思想史や制度史、小・中学校の学級改革史などの研究が挙げられよう。

第4点として、教育研究の重点を教育実践に置くということである。教育の理論的・原理的研究よりも、現実の小・中学校の教育実践が主要な研究対象となるべきである。教育実践の研究を通して、教育の理論を鍛え、それを武器にして、さらにより高いレベルの実践を生み出して行くような研究スタイルが重視されるべきである。そのためには、附属学校や地域の学校との密接な連携が求められる。

第5に、博士の学位の内容と名称の問題がある。

これまでのような教育学博士や文学博士の名称だけでなく、教育実践の研究により得られた教科・教法や育成に関する新知識などを含む「教育実践博士」や「教育実践博士」といった新しい学位の創設が望まれる。この点で、筆者も「教育実践博士」の創設を強く支持する立場である。筆者は、この立場から、教育実践の研究によって得られた新知識をも含めた「教育実践博士」の創設を強く支持する立場である。

ふさわしい学位の名称を考えるべきではないか、ということである。このような学位の性格から言って、一定年数の教育実践経験を入学の条件とする博士課程や、深い教育学的知見に裏打ちされた教育行政や課外活動のリーダーを育てるコースなども必要となろう。また、教育現場で優れた実践成果をあげ、全国レベルをこえる実践記録を著した教師に授与する博士の学位（例えば、「博士教師」「教師博士」など）を創設してはどうであろうか。さらに、専修免許状との関連において6年制教員養成課程を設ける、修士の学位を卒業条件とする教員養成制度も考えられる。その上にドクターコースを接続させることもできるであろう。

このように教員養成の上に開かれるべき博士課程については、ロマンと現実が交錯する。幸い、去る2月8日（1991年）、文相の諮問機関である大学審議会が高等教育の改革案を答申した。そこでは、大学設置基準の大幅緩和を中心にカリキュラムの編成の自由化や、新しい学位制度などが提案されている。このような流れは、教員養成課程の上に置く博士課程の近い将来の実現に道を開くものであろう。学校教育学部の博士課程の実現は広島大学に残された学部の最後の「怨念」である。既に博士課程を実現している他の諸学部のあたたかい御協力をお願いしてやまない。